

## 大阪国税局堺税務署における 新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について

### 【概要】

- 3月10日（火）、堺税務署の職員（男性、五十代・自宅待機中）（以下、「職員A」）が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。  
職員Aは、3月4日（水）に感染が判明した堺税務署の職員（女性、六十代）（以下、「職員B」）の濃厚接触者と判断され、保健所の指示により検査を受検したところです。

### 【職員の従事状況等】

- 職員Aは、堺税務署の内部事務に従事していました。職員Bの感染後に同人と接触したと考えられる2月25日（火）以降、職員Aは、税務署の総合窓口及び確定申告会場での業務には従事していませんでした。

### 【堺税務署の消毒・清掃】

- 堺税務署では、3月4日（水）に職員Bの感染が判明した時点で、同日から翌5日にかけて業務を一時中断し、保健所の指導の下、職員B及び職員Aが事務に従事した区画や納税者の方がお越しになる区画のほか、念のため別フロアの確定申告会場についても消毒を行いました。その後、3月6日（金）から、総合窓口業務及び確定申告会場における相談を再開し、通常通り業務を行っております。
- 今後も、保健所が行う感染経路や濃厚接触者の特定のための所定の調査に協力してまいります。

### 【お知らせ】

- 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長されております。
- また、スマートフォン等によるe-Taxなど、確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるような環境整備に努めており、ぜひ活用いただくよう、国税庁ホームページ等において広く周知広報を行っております。